

協議第 2 3 号

消防団の取扱い（協定項目 2 1 ）について

消防団の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議の調整表

協議事項	2 1 消防団の取扱い	整理番号		事務事業名																												
調整方針案	<p>消防団の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．消防団組織については、合併時に再編し統一した組織とする。東村の分団制を廃止して部制に移行し5分団・6分団とし、組織を6分団14部とする。 2．消防団員の階級等については、合併時に再編し、階級は団長、副団長、ラッパ長、副ラッパ長、分団長、部長、班長及び団員とする。 3．消防団員の定数は333名とする。任免は町内に居住又は勤務する18歳以上の者とし、報酬は報酬等審議会にかけ再編する。 4．消防団の人事について、団長は消防団員の推薦に基づき町長が任命し、任期は2年（ただし、再任を妨げない）とする。団員は団長が任命し、任期は設けない。 5．被服等の貸与については、合併後に再編する。 6．消防団施設・機械については、合併後に再編する。 7．消防団の諸行事については、合併時に再編する。 8．消防団運営費補助金については、合併時に再編する。 9．婦人・少年防火クラブ補助金については、合併時に再編する。 10．消防ポンプ操法大会出場補助金については、合併時に再編する。 																															
項 目	現 況			調整内容																												
1．消防団組織	<p style="text-align: center;">東 村</p> <p>1．消防組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">団長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">副団長</td><td style="text-align: right;">2名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ラッパ長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">副ラッパ長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">分団長</td><td style="text-align: right;">5名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">副分団長</td><td style="text-align: right;">5名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">班長</td><td style="text-align: right;">20名</td></tr> </table>	団長	1名	副団長	2名	ラッパ長	1名	副ラッパ長	1名	分団長	5名	副分団長	5名	班長	20名	<p style="text-align: center;">吾 妻 町</p> <p>1．消防組織</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">団長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">副団長</td><td style="text-align: right;">4名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ラッパ長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">分団長</td><td style="text-align: right;">4名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">部長</td><td style="text-align: right;">9名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">副ラッパ長</td><td style="text-align: right;">1名</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">班長</td><td style="text-align: right;">31名</td></tr> </table>	団長	1名	副団長	4名	ラッパ長	1名	分団長	4名	部長	9名	副ラッパ長	1名	班長	31名	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に再編し、統一した組織とする。副団長、副ラッパ長、班長は当分の間（合併より2年後）をめぐりに組織の見直しをし人数を絞っていく。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東村は分団制を廃止して、部制に移 	
団長	1名																															
副団長	2名																															
ラッパ長	1名																															
副ラッパ長	1名																															
分団長	5名																															
副分団長	5名																															
班長	20名																															
団長	1名																															
副団長	4名																															
ラッパ長	1名																															
分団長	4名																															
部長	9名																															
副ラッパ長	1名																															
班長	31名																															

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	団員 74名 2. 構成 本団及び5分団	ラッパ班長 3名 ラッパ隊員 15名 団員 155名 2. 構成 4分団9部	行して5分団・6分団とする。 ・ 定員は現在の2町村の合計数333名とする。 ・ 組織は、部制に移行する。 吾妻町 4分団 9部 東村 2分団 5部 とし、本団は団長、副団長、ラッパ長、副ラッパ長計12名とする。 ・ 役員会には、団長、副団長、ラッパ長、副ラッパ長、分団長、部長計32名を招集する。 団長(1名)、副団長(7名) ラッパ長(1名)、副ラッパ長(3名) 分団長(6名)、部長(14名) 班長(51名)、団員(249名) ラッパ隊 ラッパ長(1名)、副ラッパ長(3名) ラッパ班長(5名)、ラッパ隊員(23名) 【調整方針の理由】 降格が最小限になるよう工夫し、また同時に役員会議が必要以上に多くならないようにした。
2. 消防団員の階級等	1. 階級と人数 団長 1人 副団長 2人 ラッパ長 1人	1. 階級と人数 団長 1名 副団長 4名 ラッパ長 1名	【調整の区分】 合併時に再編する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	副ラッパ長 1人 分団長 5人 副分団長 5人 班長 20人 団員 74人 2. 職務 ・ 団長は消防団を総括、指揮、指令する。 ・ 副団長は団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときはその職務を代理する。 ・ 分団長は上司の命を受け、分団を掌握・指揮する。	分団長 4名 部長 9名 副ラッパ長 1名 班長 31名 ラッパ班長 3名 ラッパ隊員 15名 団員 157名 2. 職務 ・ 団長は消防団を代表し、指揮、統率する。 ・ 副団長、分団長、部長、班長は上司の命を受け団員を指揮して業務に従事する。	【具体的な調整方針案】 合併時に、次のとおり再編するものとする。 団長(1名)、副団長(7名) ラッパ長(1名)、副ラッパ長(3名) 分団長(6名)、部長(14名) 班長(51名)、団員(249名) 合計 333名 【調整方針の理由】 合併時に再編する。 ただし副団長と副ラッパ長及び班長は、合併後2年後をめどに調整する。
3. 消防団員の定数・任免・給与・服務等	1. 定員等 定員 109人 東村内に居住し、又は勤務する者 年齢は18歳以上 2. 報酬(年額) 団長 147,500円 副団長 82,500円 ラッパ長 67,000円 分団長 67,000円 副分団長 41,000円 副ラッパ長 34,500円 班長 26,500円 団員 13,500円 合計 2,483,000円 3. 費用弁償 出動手当はなし。分団運営費補助金として1	1. 定員等 定員は224人 吾妻町内に居住する者 年齢は18歳以上55歳以下 2. 報酬(年額) 団長 242,000円 副団長 122,000円 分団長 112,000円 ラッパ長 112,000円 部長 80,000円 副ラッパ長 80,000円 班長 41,000円 ラッパ係 29,000円 団員 27,000円 3. 費用弁償 火災出動 2,400円	【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 ・ 定員は現在の2町村の合計数を減らさず333名とする。 ・ 任免の方法については町内に居住し、又は勤務する者で18歳以上とし、年齢の上限は撤廃する。 (報酬案) 団長 242,000円 副団長 122,000円 ラッパ長 112,000円 副ラッパ長 80,000円 分団長 112,000円

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	分団あたり342,000円を交付。	点検出動 2,300円 歳末警備 2,300円 出初式出動 1,900円 火防巡視 1,900円 特別出場 4,000円	部長 80,000円 班長 41,000円 団員 27,000円 ラッパ係 29,000円 報酬は報酬審議会にかけ決定する。 (費用弁償) 団員も多くなり、事務も繁雑になることから火災出動等に対する費用弁償は、分団等の交付金に組み入れる。 報酬、手当、交付金の支払いは年2回とする。 【調整方針の理由】 住民の人命及び財産を守るため、現在の消防団の規模を維持する。
4. 消防団の人事	1. 人事・階級 消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が任命する。 消防団員の階級は、団長・副団長・ラッパ長・副ラッパ長・分団長・副分団長・班長・団員とする。 2. 団長の任期 2年とし、再任を妨げない。	1. 人事階級 消防団長は、消防団員の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が任命する。 消防団員の階級は、団長・副団長・分団長・ラッパ長・副ラッパ長・部長・副部長・班長・ラッパ班長・ラッパ隊員・団員とする。 2. 団長の任期 4年とし、再任を妨げない。	【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 団長は消防団員の推薦に基づき首長が任命する。またその任期は2年とし再任を妨げない。それ以外の団員は団長が任命し、任期は設けないこととする。 【調整方針の理由】 組織を統一するので、任期も統一する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
5 . 被服等の貸与	1 . 被服等の貸与 ・制服 1着(上下) ・制帽 1個 ・ネクタイ 1本 ・防寒服 1着 ・盛夏服 1着(本団のみ) ・活動服 1着 ・ベルト 1本 ・ハッピ 1着 ・アポロキャップ 1個 ・ゴム長靴 1足 (3年に1回支給) ・Tシャツ 1着 (概ね3年に1回支給) ・ヘルメット 各分団5個 ・耐火服 各分団5着	1 . 被服等の貸与 ・制服 1着(上下) ・制帽 1個 ・ネクタイ 1本 ・防寒着 1着 ・盛夏服 1着 (班長以上) ・活動服 1着 ・ベルト 1本 ・ハッピ 1着 ・アポロキャップ 1個 ・ゴム長靴 1足 (2年に1回支給) ・Tシャツ 1着 (3年に1回支給) ・ヘルメット 1個 ・耐火服 各部10着	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。 旧消防団の名前が入っている被服があるので、合併時には対応が間に合わない。</p> <p>【具体的な調整方針案】 消防団員には次の被服等を貸与する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制服 1着(上下) ・制帽 1個 ・ネクタイ 1本 ・防寒着 合併時に一斉更新 ・盛夏服 (団長、副団長に支給) ・活動服 1着 ・ベルト 1本 ・ハッピ 1着 ・アポロキャップ 1個 ・ゴム長靴 1足(3年に1回支給) ・Tシャツ 1着(3年に1回支給) ・ヘルメット 1個 ・耐火服 各部10着 <p>旧東村の分団については、ヘルメット、耐火服が不足しているので、早急に装備する。</p> <p>【調整方針の理由】 細部については、町村で違いがあるがおおまかには同じものが支給されている。ただし消防団の名前が入っている物品(防寒着、盛夏服、活動服、法被、ア</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
			ポロキャップ)については、予算の関係もあるが、なるべく早く統一したものを支給する。
6. 消防団施設・機械	<p>1. 消防団詰め所 5箇所(大字単位)</p> <p>2. 消防車両 5台(各分団毎) 内、可搬ポンプ積載車(4台)</p> <p>3. 発電機・投光器 発電機各1台、投光器各1基 消防指令車 なし 山火事対応資機材(ファイヤーハンター25個)</p>	<p>1. 消防団詰め所 11箇所</p> <p>2. 消防ポンプ車 11台(各部毎) 内、可搬ポンプ積載車(2台)</p> <p>3. 発電機・投光器 発電機各1台、投光器各2基 消防指令車1台、山火事対応資機材一式</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 施設及び機械等は現状のまま新消防団に引き継ぐが、詰め所・消防車等に旧町村名が入った分団名が表記されているので、合併後に修正する。 また、新町において消防整備計画等を策定し、適正な施設・機械・備品等の配備をする。</p> <p>【調整方針の理由】 新町名にあわせた分団名の表記及び、各分団(班)に新町全域で統一された設備が必要と思われるため。旧東村の分団を第5分団、第6分団とする。</p>
7. 消防団の諸行事	<p>1. 諸行事</p> <p>4月 第1回役員会(辞令交付等)</p> <p>6月 消防団スポーツ交流会</p> <p>7月 郡ポンプ操法競技大会(隔年) 第2回役員会議</p> <p>8月 温泉祭り花火警備 総合防災訓練参加 東・小野上消防団役員交流会</p> <p>9月 第3回役員会議(秋季点検等打合)</p>	<p>1. 諸行事</p> <p>4月 消防団役員会</p> <p>7月 郡ポンプ操法競技大会(隔年) グランドゴルフ大会(隔年)</p> <p>8月 消防団役員会</p> <p>8月 消防団幹部視察研修</p> <p>10月 消防団役員会 秋季点検(第4日曜)</p> <p>11月 防火広報(秋季火災予防運動)</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会：部長以上 ・スポーツ行事 ・視察研修 ・火防巡視 ・秋季点検(10月第4日曜日)

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	10月 秋季点検 11月 役員視察研修会 (副分団長以上役員) 第4回役員会議 12月 年末夜警 25日～30日 1月 出初式 第5回役員会議 2月 村内一斉交換火防査察 3月 防火パレード(春季火災予防運動) 模擬火災訓練	消防フェスティバル(不定期) 12月 消防団役員会(予算要求関係等) 年末夜警 25日～31日 1月 出初式 3月 防火パレード(春季火災予防運動)	<ul style="list-style-type: none"> ・出初め(1月上旬) ・消防サイレン吹鳴(火防週間を中心に) ・歳末夜警戒(12月下旬) <p>【調整の理由】 各町村共通した行事を中心に取り上げる。組織も大きくなりレクリエーションも会場・日程等の問題も起きてくる。</p>
8. 消防団運営費補助金	1. 消防団運営費補助金等歳出項目 ・本団運営費補助金 40千円 ・分団運営費補助金 1,710千円 ・ラッパ手訓練補助金 10千円 ・歳末夜警戒報酬 22千円×5分団 ・ポンプ操法大会訓練補助金 270千円	1. 消防団運営費補助金等歳出項目 ・本団・分団・ラッパ隊運営費補助金 830千円 ・消防自動車整備交付金 726千円 ・歳末夜警戒燃料代補助金 119千円 ・歳末夜警戒夜食代補助金 154千円 ・幹部県外研修補助金 600千円 ・活性化事業補助金 141千円 ・ポンプ操法大会訓練補助金 800千円 ・グランドゴルフ大会昼食代補助金 132千円	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に新町において再編する。</p>
9. 婦人・少年防火クラブ補助金	1. 婦人防火クラブ 該当なし	1. 婦人消防クラブ 活動 婦人消防隊は主に火災時の炊き出し、火災シーズンには消防団とともに火防巡視等を行っている。例年任命式を6月上旬に実施している。 活動補助金 600円×550名	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼年消防クラブは存続し補助金を検討する。 ・婦人消防隊は自主防災組織の一部として改編する。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>2. 幼年消防クラブ 組織 幼稚園単位</p> <p>活動補助金 なし</p>	<p>2. 幼年消防クラブ 組織 管内3保育所が加入（例年6月上旬に任命式を実施している） 活動補助金 80,000円</p> <p>3. 少年消防クラブ 太田小学校に少年消防クラブがあるが、活動はしていない。</p>	<p>【調整方針の理由】 幼年消防クラブは主に保育園児や幼稚園児を対象に設置されており、活動をとおして火災予防の意識を持たせる。 また、婦人消防隊は地域においておもに火災予防を担当し、自主防災組織として改編する。</p>
10. 消防ポンプ操法大会出場補助金	<p>1. 郡大会 出場 5分団のうち持ち回りで1分団が、隔年で開催される郡大会に出場する。 出場部に対する主な補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出場部訓練費補助 各270,000円 ・競技用ホース支給 小型ポンプの部 4本 ・編上靴支給 選手及び補助員対象 ・革手袋 選手・補助員及び役員 	<p>1. 郡大会 出場 2分団から一つの部（計2部）が、隔年で開催される郡大会に出場する。 出場部に対する主な補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出場部訓練費補助 各400,000円 ・競技用ホース支給 ポンプ車の部 6本 小型ポンプの部 3本 ・編上靴支給 選手及び補助員対象 ・活動服貸与 選手及び補助員対象 ・革手袋 選手・補助員及び役員 	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 [郡大会] 合併前の町村の参加回数を下回らない程度に各分団から2年に一度の郡大会に出場する。出場部に対する主な補助金等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出場部訓練費補助 各400,000円 ・競技用ホース支給 ポンプ車の部 6本 小型ポンプの部 3本 ・編上靴 選手及び補助員対象 ・革手袋 選手及び補助員対象 ・Tシャツ 出場部団員全員対象 ・活動服貸与 選手及び補助員対象 ・ヘルメット 選手及び補助員対象 <p>[県大会] 県大会に出場する場合の補助金等は以下のとおり</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 出場部訓練費補助 各400,000円 ・ 競技用ホース支給 <ul style="list-style-type: none"> ポンプ車の部 6本 小型ポンプの部 3本 <p>[全国大会] 全国大会に出場する場合は、その都度検討して必要最小限の補助金とする。</p>